

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成27年度猿払村一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

【歳入】地方消費税交付金交付決定額	63,272 千円
うち社会保障財源化分(税率引き上げ分)交付決定額	23,496 千円
【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策に要する経費	579,134 千円

(単位:千円)

区分	目的別	平成27年度 決算額	うち地方消費税 交付金(社会保 障財源化分)が 充てられた社会 保障施策に要す る経費	財源内訳					
				特定財源				一般財源	
				国庫支出金	道支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉費	231,004	182,189	47,106	29,666	35,100	1,117	69,200	4,878
	老人福祉費	348,790	164,883	182	5,844	8,700	42,401	107,756	7,596
	児童福祉費	202,870	190,834	34,791	11,927	0	25,116	119,000	8,388
	その他	100	—	—	—	—	—	—	—
	小計	782,764	537,906	82,079	47,437	43,800	68,634	295,956	20,862
衛生費	保健衛生費	445,515	41,228	448	1,452	0	1,953	37,375	8,522
合計		1,228,279	579,134	82,527	48,889	43,800	70,587	333,331	23,496

社会福祉費では、社会福祉協議会運営費助成、障害者自立支援給付事業、国民健康保険事業繰出金等の事業を実施しています。

老人福祉費では、介護予防・生活支援事業、後期高齢者医療費、介護保険事業繰出金等の事業を実施しています。

児童福祉費では、保育所運営事業、児童手当支給事業等の事業を実施しています。

保健衛生費では、保健福祉総合センター運営事業、健康推進対策(各種健診事業、予防接種事業、母子保健事業)、子ども医療費等の事業を実施しています。

※ 地方消費税交付金の社会保障財源化(税率引き上げ分)相当額は、各事業に要する一般財源に比率に応じ按分しています。